



## 河井夫妻 大規模買収事件

# 被買収の広島市議13人 「起訴相当」と議決

日本共産党広島市会議員団は1月28日、検察審査会の議決を受け声明を発表しました。また2月2日、佐々木寿吉議長あてに起訴相当と議決された議員への対応についての申し入れをしました。

### 河井大買収事件での被買収者への検察審査会の議決についての声明

本日1月28日、河井克行・案里夫妻による参議院選挙での大買収事件で被買収と認定されたにもかかわらず、全員不起訴とされていた政治家たちに対して、検察審査会が35人について「起訴相当」、46人について「不起訴不当」、19人については「不起訴相当」とする議決を行ったことが明らかになりました。

「起訴相当」とされた35人中30人が政治家であり、うち10人が県議会議員であり、13人の広島市議会議員は全員が「起訴相当」となっています。いずれも公職選挙法についてよくわかっている立場であり、河井氏らから現金を受け取りながら、この問題が露見するまで現金の返却などを行わず、問題も秘匿していたわけで、悪質であると認定されたものです。

改めて、検察審査会から起訴すべきであるとの決定がなされ、公職にありながら社会的に許されない罪を犯したと認定されたこととなります。

ただし、河井裁判で被買収とされた100人は、いったん現金を受け取った者は罪を免れることがなかったこれまでの例を考えれば、全員が起訴されるべきであると考えます。

検察は、直ちに再捜査を行い迅速に起訴を行うべきであることと共に、被買収の13人の広島市議会議員をはじめ、「起訴相当」とされた政治家には直ちに辞職を求めるものです。

また、「不起訴不当」とされた政治家も自らの行動を恥じて辞職するべきであり、「不起訴相当」とされた人たちのうち少なくとも政治家は、裁判で被買収者であると認定されたことを真摯に受け止めるべきであると考えます。



議長に申し入れる市議団 2月2日

広島市議会議長 佐々木寿吉 様

### 日本共産党広島市会議員団 検察審査会から起訴相当と議決された議員への対応についての申し入れ

本市議会の民主的な運営へのご尽力に敬意を表します。去る1月28日、東京検察審査会が河井選挙買収事件の被買収者それぞれに「起訴相当」等を決議したことが明らかになりました。

それによると、河井裁判で被買収者とされた100人の内、本市議会議員13人は全員が起訴相当とされました。

その理由は、公職選挙法は特に公職にある者が率先して順守しなければならないにもかかわらず違法な金員を受領した場合にはその行為は悪質であり責任は重大であること、加えて、事件後受領の事実を認めた後にも議員を辞職するなどの責任ある行動をとっていない場合には自己の犯罪行為の重大性を認識しているのか甚だ疑問であること、とされており。これは市民の常識に沿ったものであるとともに、過去の選挙買収事件での被買収者の処分に鑑みれば当然の結論であると考えます。

すでに買収の事実は争うべくもない段階であり、仮に起訴され罰金刑以上が確定すれば議員は失職となります。また、検察審査会による「起訴相当」の決議は検察の判断に拘わらず強制起訴もありうる大変重いものです。

報道などで知る市民の受け止めも「当然」だということのばかりであり、市民の思いからすれば、本市議会には本来議員の資格のない者が13人もいるということになります。本市議会にとって極めて重大な事態です。

本市議会ではこの間、日本共産党広島市会議員団が4回に渡って13人の被買収議員それぞれに辞職勧告決議を提案してまいりましたが、いずれも否決という結果になっています。今回、そうした本市議会の行動が市民の常識と乖離していることが明らかになったものと考えます。

このたびの、本市議会の13人の被買収議員への「起訴相当」の決議を受け止め、少なくとも本市議会の代表者である議長が、この決議を受けての本市議会の代表者としての声明を発表され、被買収議員に対ししかるべき行動を求めるべきであると考えます。

以上、議長に申し入れるものです。